



商工会ニュースやまだ

「消費税インボイス制度」の登録申請受付開始！

令和5年10月1日から「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が導入されます。インボイスを交付する事業者となるには**事前に登録申請**が必要です。（下図参照）

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するもの

登録申請のスケジュール

登録申請手続は
令和3年10月1日
から可能です。

令和5年10月1日から登録を
受けるためには、原則として
令和5年3月31日
までに登録申請手続を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の
受付開始

適格請求書等
保存方式の開始

【インボイス制度とは】

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

【インボイスの記載事項】

※赤枠内及び赤文字の項目が新たに追加されます。

請求書		△△商事(株)	
⑥ ㈱〇〇御中		登録番号 T 012345...	
11月分 131,200円		××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	③
...			
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円
		③ * 軽減税率対象	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



〈特設サイト〉

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉・〈一般型〉

対象となる事業者は常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者です。

①低感染リスク型ビジネス枠

感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等を支援

- ・補助金額：100万円 補助率：3/4
※感染防止対策に必要な経費も、補助金総額の1/4（最大25万円）まで経費として認められます。
- ・公募期間：第4回 令和3年11月10日（水）
第5回 令和4年1月12日（水）
第6回 令和4年3月9日（水）
- ・申請方法：補助金申請システム（Jグランツ）でのみ受付。Jグランツを利用するには「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。



低感染リスク型
ビジネス枠
特設サイト

②一般型

地道な販路開拓のため、またはそれと併せて行う業務効率化の取組を支援

- ・補助金額：50万円 補助率：2/3
- ・受付締切：第7回 令和4年2月4日（金）
※第8回以降については改めてご案内します。



※一般型の申請を希望される方は受付締切の2週間前までに商工会へご相談ください。

いわての食応援プロジェクト（Go To Eat キャンペーン）について

岩手緊急事態宣言が解除されたことに伴い、9月21日（火）から「いわて食応援チケット（食事券）」の販売を再開しています。

5,000円分（500円券×10枚）の食事券を4,000円で販売しています。

販売期間：令和3年11月15日（月）まで

利用期間：令和3年12月15日（水）まで

利用可能店舗：「いわて飲食店安心認証」を受けた参加飲食店。公式サイトで調べることができます。

※いわて飲食店安心認証…飲食店が実施する感染対策について、県が認証制度を設けることにより、利用者が安心して飲食できる環境を提供することを目的とした制度。

【注意事項】

- ・食事券の利用にあたっては、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、販売を再度停止する場合があります。
- ・購入された食事券はいかなる理由においても払い戻しは一切行いません。
- ・利用予定店舗が参加店であるか等お調べになり、計画的にご購入ください。



〈食事券（見本）〉



いわての食応援
プロジェクト
公式サイト

岩手県最低賃金のお知らせ



岩手県最低賃金が令和3年10月2日より時間額821円に改正されました。県内で働くパートタイマー・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

賃金額が、時間額821円を下回っている場合は、発行日から時間額821円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。

岩手県最低賃金（地域別）のほか、産業別最低賃金が6つ設定されています。

詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室へ問い合わせください。

（TEL：019-604-3008）